

瑞穂町の災害備蓄品の備蓄状況

令和7年7月1日に施行された災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の一部改正により、地方公共団体は、毎年一回、物資の備蓄状況の公表が義務付けられました。これを受けて瑞穂町における備蓄数量を公表します。

※令和8年3月31日時点における主な物資の備蓄状況は、次のとおりです。

品目	数量
アルファ米（5年保存）	57,200 食
ライスクッキー（5年保存）	38,400 食
飲料水（5年保存、2リットル入）	42,084 本
毛布	1,108 枚
折りたたみベッド	516 台
避難ルーム（2人用避難所テント）	505 張
エアーマットレス	500 個